

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、令和3年9月2日付け3中字第2993号で行った公文書不開示決定については、妥当である。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、令和3年8月23日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「平成27年11月25日現地調査書（境界立会）〇〇－〇〇〇国土交通省境界確定事務取扱要領第12条5項で説明している境界確定図の内の隣接土地所有者の境界承諾書」という内容で、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、本件開示請求に対応する公文書（以下「対象公文書」という。）は取得・作成していないため不存在であるとして、条例第11条第2項の規定により公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年11月16日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。
- 4 実施機関は、条例第19条第1項の規定により、令和3年12月24日付けで、同条第2項に規定する弁明書の写しを添えて当審査会へ諮問を行った。
- 5 審査請求人は、条例第26条の2の規定により、令和4年2月1日付けで、同条第1項第1号に規定する反論書を実施機関へ提出した。

第3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。
- 2 審査請求の理由
審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び反対意見書の内容を総合すると、次のとおりである。
 - (1) 本件処分の理由を「開示請求に係る公文書については取得・作成していないため保有していません。」としているが、「国土交通省所管国有財産等の境界確定事務取扱要領（以下「要領」という。）に基づき事務処理をしていれば、当該公文書を保有しているはずである。
 - (2) 立会日が確定したのが平成27年11月13日であり、平成27年11月13日に「本図実績図に異議はありません」の書類はできているはずがなく、提示された書類は、地図訂正のために法務局へ提出する書類であり、県が民境界の確定同意を確認する書類ではない。
 - (3) 要領第12条4項で、所長は申請者に対し、境界確定図を速やかに提出させるものとするとしており、第15条1項で、所長は境界確定図等が3か月以内に提出されないときは、協議不調、境界未確定で申請書を返戻することができるとしている。

- また、福島県以外の多くの自治体では境界確定図を提出するよう案内をしている。
- (4) 要領第13条(1)で担当職員は現地調査書(境界立会)を作成して申請者から提出のあった境界確定図を添付して所長に報告するとしている。実測平面図で民衆の同意がされているとは、実測平面図に隣接所有者の境界承諾印があることであって、要領第12条5項で説明している境界確定図になることから、境界確定図は提出されているはずである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の本件処分の理由は、弁明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

1 対象公文書について

対象公文書は、公共用財産境界確定申請者(以下「申請者」という。)から提出される、要領による境界確定図において、隣接土地所有者である審査請求人の承諾印の記録が記載された公文書である。

2 不開示理由について

(1) 対象公文書については、本件開示請求があった時点で、要領による境界確定図は提出されていないため、実施機関に保管されておらず、また該当する公文書を取得・作成した事実がなかったことから、本件処分を行った。

(2) 県が境界確定立会をするに際しては、県道敷地と隣接する民衆境界の確定同意がなされていることが前提であり、今回の立会に際し、実施機関は根拠資料の提示を申請者の代理人である土地家屋調査士に求め、同意の有無を確認した。

提示された書類は、境界点座標値の記載がある実測図であって「本図実測図に異議はありません」と記載され、所在地と隣接地に署名押印があるものであり、実施機関は、図面に記載されている民衆境界同意のなされた座標値と公共用財産境界確定申請書に添付された実測平面図記載の座標値は全く同一であることを確認した。

このことから、境界を確定した地点については隣接者の民衆境界の同意がなされており、実測平面図に基づき、審査請求人、申請者、県の関係三者が同席で立会を行い、その場で異議がなかったため、その地点を境界点と決定した。

(3) 審査請求人は、要領第12条第4項で境界確定図の提出を求めているのだから、実施機関では境界確定図を保有しているはずだと主張するが、今回の境界立会においては、申請者が境界確定図を提出しなかったため、実施機関は当該公文書を取得していない。

(4) 県道の境界立会にかかる必要書類については、要領を準用しているが、境界立会が整った後に申請者が提出する境界確定図は、必ずしも必要でない場合や、費用が発生する場合もあることから、申請者の意向を踏まえて対応しているところ、今回は申請者から境界確定図の提出はなかったものであり、県として境界確定図を提出させていないので、保有していない。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も公文書の開示を請求する権利が保障されているが、同条の規定による開示の請求をした者が公文書の開示を受けるためには、当該開示の請求をした時点において、実施機関の保有する公文書が存在していることが前提となる。

当審査会は、公文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張から、対象公文書の存否等について、以下判断するものである。

2 対象公文書の保有の有無について

実施機関の説明によれば、要領は、県が管理する国土交通省所管の国有財産に係る境界確定事務の取扱いについて必要な事項を定めたものということである。

しかしながら、今回の事案のように、民間当事者間の境界確定に当たり県道敷地が境界にあっている場合、国有財産ではなく、県道敷地と私有地との境界確定に係る事務に関するものであるため、柔軟に対応することとして運用しているとしている。

本件においては申請者より境界確定図の提出を求めず、その他の図面等によって適正に事務を行ったとのことである。

審査請求人は、要領に基づき事務処理をしていれば実施機関は境界確定図を保有しているはずであると主張するが、境界確定制度の運用に当たり、国有財産ではない県有財産においては、必ずしも要領規定どおりに事務処理を行うものではなく、境界確定申請者の事情等、多様な境界確定の状況に応じて比較的柔軟に事務を行っており、今回の境界確定においては、申請者からの境界確定図の提出がなかったため対象公文書を保有していないとの実施機関の説明に矛盾はなく、また、その他に対象公文書を保有していると推認できる事情もない。

その他、審査請求人は種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右しない。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

今回の事案は、審査請求人が県道敷地との境界確定を申請した土地所有者の隣接土地所有者にあたることから境界立会に同席したが、後に事務処理に疑問を持ったことから、実施機関に説明を求めたことが始まりである。

その際、実施機関は誤った内容を説明し、後日、訂正して謝罪をしたとのことであるが、その時の審査請求人への対応が不十分であったことが、実施機関への不信に繋がっており、開示請求に至ったものと推察する。

実施機関においては、各種申請者や相談者等に対し、事実関係を十分に確認し、理解を得られるような対応をすることが望ましいものである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3年12月24日	・実施機関から諮問書及び弁明書(写)を収受
令和 4年 2月 2日	・実施機関を經由して審査請求人の反論書(写)を収受
令和 4年 7月19日 (第314回審査会)	・審査請求の経過説明 ・審議
令和 4年 8月23日 (第315回審査会)	・審議
令和 4年10月18日 (第317回審査会)	・審議
令和 4年11月15日 (第318回審査会)	・実施機関から公文書不開示決定理由を聴取 ・審議
令和 4年12月20日 (第319回審査会)	・審議
令和 5年 1月17日 (第320回審査会)	・審議
令和 5年 3月 2日 (第321回審査会)	・審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐藤知恵子	行政書士	
宍戸志津子	元社会福祉法人福島県社会福祉協議会職員	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者